

第7期逗子市障がい福祉計画・第3期逗子市障がい児福祉計画に関するパブリックコメントの実施結果

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：令和5年12月15日（金）から令和6年1月19日（金）まで

意見の提出件数：3件

総意見数：9件

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	4
▲	意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	0
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	2

2. 提出された意見の概要、それに対する対応区分の記号及び市の考え方

提出された意見の概要とその対応については以下のとおりです。

No.	意見の概要	対応区分の記号	市の考え方
1	<p>第3章1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標） （3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実（パブリックコメント用案P.25）</p> <p>令和8年度末の目標としてニーズ把握を掲げているが、強度行動障がいのある者の家族として、それでは遅く感じており、令和6年度にはニーズ把握のための調査を実施してもらいたい。</p>	□	<p>本素案P25では、令和8年度末にニーズを把握することだけでなく、強度行動障がいのある方に対する支援体制の構築までを目標としているものです。そのため、強度行動障がいのある方及びその方のニーズの把握に向けて、国の基本指針が示された時点から自立支援会議等と連携を図りながら、現在取り組んでいるところです。</p> <p>ご意見を参考にしながら、今後も強度行動障がいのある方のニーズ把握及び支援体制の構築に努めて参ります。</p>

No.	意見の概要	対応区分 の記号	市の考え方
2	<p>第3章2. 障害福祉サービスによる支援体制の充実 (4) 居住系サービス (パブリックコメント用案P.34)</p> <p>グループホーム等の整備を促進すると記載しているため、見込量でなく、グループホームの施設数と利用者数の目標値を設定すべき。 また、重度障がい者について、令和2年から令和8年の実績及び見込量を見ても、重度障がい者も見据えたグループホームの整備を促進しようとする動きに見えない。市として、国・県の動向に合わせた目標値を設定すべき。 加えて、体験利用が可能なグループホームを市内に設置してもらいたい。</p>	■	<p>本計画に該当する市町村障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条において、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定め、それぞれの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めるように努めるものとされています。本計画では、同法及び障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、自立支援会議等を通じて把握したニーズを踏まえた見込量及びサービス確保のための方策を定めています。</p> <p>また、グループホームの施設数及び利用者数につきましては、施策における課題と捉え、第4期逗子市障害者福祉計画において、令和8年度までの見込及び取り組みを記載しています。</p> <p>市内における体験利用が可能なグループホームの設置については、市への要望として、今後の取り組みの参考とします。</p>
3	<p>第3章2. 障害福祉サービスによる支援体制の充実 (4) 居住系サービス (パブリックコメント用案P.34)</p> <p>居住支援協議会について、身近な市町村での設置をしてもらいたい。</p>	◆	<p>居住支援協議会の設置に関しては、高齢者や低額所得者なども含めた住宅確保要配慮者全体を見据えて検討することが求められることから、今回のパブリックコメントとしては対象外の内容ではありますが、ご意見については、市への要望として、今後の取り組みの参考とします。</p>
4	<p>第3章4. 地域生活支援事業に関する事項 (3) 相談支援事業 (パブリックコメント用案P.45~46)</p> <p>自立支援会議において、どのようなケースが取り上げられているのか見ることができない。困難事例の対応力の強化とあるが、何を以て成果とするか分からない。ケースとして取り上げる際に地域移行対象者だけでなく、ハイリスク者や強度行動障がいの不適応行動による家庭への負担についても取り上げてもらいたい。 自立支援会議の開催数の見込量のみを計画に入れることが妥当と思わない。</p>	■	<p>自立支援会議は地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。中でも、定例会議においては、相談支援事業者間における情報の共有化を図り、より具体的に事例の総合的な把握及び評価を行っています。その対象は、地域移行対象者だけでなく、ハイリスク者などの困難事例についても社会資源の情報共有やケースワークの手法の開発などを行うことで困難事例の対応力の強化に努めています。</p> <p>本市としては、本会議をこまめに開催することにより、地域の障がい福祉システム及びネットワーク構築のための情報共有・意見交換が実施され、関係者の協力体制の円滑化が図られているものと考え、開催数を計画の見込量に設定しています。</p> <p>自立支援会議の成果を把握することができないという意見につきましては、事業実施における課題として、今後の取り組みの参考とします。</p>

No.	意見の概要	対応区分 の記号	市の考え方
5	<p>各項目において、ニーズの受給量と供給量を踏まえた数値目標を設定すべき。見込量だけでは、自治体としての考えが見えない。</p> <p>特にグループホームについては、毎年施設増設数を掲げ、その実現ができてきている自治体もある中で、施設から地域移行を掲げるだけでは、障がいのある方を抱える家庭への負担は増えていくのみで希望が見えない。計画策定の在り方を今一度考える必要があると思う。</p>	■	<p>本計画に該当する市町村障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条において、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定め、それぞれの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めるように努めるものとなっております。本計画では、同法及び障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、自立支援会議等を通じて把握したニーズを踏まえた見込量及びサービス確保のための方策を定めております。</p> <p>また、グループホーム等の居住の場の確保については、逗子市障がい者福祉計画の課題として引き続き実現に向けて取り組んでいきます。</p>
6	<p>第3章3. 障がいのある子どもの支援体制の充実【第3期障がい児福祉計画】</p> <p>(1) こども発達支援センターを中心とする療育等の充実 (パブリックコメント用案P.39)</p> <p>障害児通所支援のサービスを利用するにも費用がかかり、障がい児の親がどちらも働かなければならないような状況となっている。そのため、市民向け勉強会や講座の開催について、Web会議システムや録画データなどによる研修なども視野に入れていただき、計画に開催方法を記載してもらいたい。</p>	■	<p>今回いただきました事業に関わる個別具体的なお意見については、今後の事業実施の参考とします。</p>
7	<p>第3章3. 障がいのある子どもの支援体制の充実【第3期障がい児福祉計画】</p> <p>(2) 障害児通所支援等の充実 (パブリックコメント用案P.40~42)</p> <p>障害児相談支援について、相談支援事業所が3か所しかなく、相談支援体制が十分でないと感じているため、相談支援事業所が本来の役割を果たせるように相談支援事業所の誘致とサービス充実について掲げてもらいたい。</p>	□	<p>本市においても、相談支援体制の不足については課題と認識しており、本計画42頁において、相談支援体制の拡充を計画に記載しています。</p> <p>相談支援事業所の誘致といった事業に関わる個別具体的なお意見については、今後の事業実施の参考とします。</p>

No.	意見の概要	対応区分 の記号	市の考え方
8	<p>グループホーム利用者には家賃補助があるが、一人暮らしを希望する方への金銭的な支援がない。障害者権利条約第19条では「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること」と規定している。その推進のためにも、生活保護への移行を減らし、一人暮らしがしやすくなるように家賃補助制度の創設を検討してもらいたい。</p>	◆	<p>今回いただきました施策の実施に関わる個別具体的なお意見については、今後の障害福祉施策の参考とします。</p>
9	<p>第3章2. 障害福祉サービスによる支援体制の充実 (2) 訪問系サービス (パブリックコメント用案P.31)</p> <p>重度訪問介護は地域での暮らしの要となるため、見込量を一人ずつ増加させるのではなく、積極的に取り組む方向性を示した方がよい。 重度障害者等包括支援についても同様に0人ではなく、積極的に取り組む方向性を示した方がよい。</p>	□	<p>本計画に該当する市町村障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条において、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定め、それぞれの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めるように努めるものとされています。本計画では同法及び障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、自立支援会議等を通じて把握したニーズを踏まえた見込量及びサービス確保のための方策を定めています。 ご意見を参考にしながら、今後もサービス提供体制の確保に努めます。</p>